

ヒポクラテス賞の授与申請について

ヒポクラテス賞を別紙審査委員会規定により審査の上、授与を決定いたします。

申請をご希望の方は、下記の要領によりヒポクラテス賞授与申請書をご提出ください。

記

1. 提出書類

- ・ヒポクラテス賞授与申請書
- ・留学先受入承諾書(写)
- ・研究終了後、研究報告書並びに領収書

2. 提出期限 令和7年9月30日(火)

3. 申請資格

同窓会会員(社員)を対象とし、且つ同窓会入会后2年以上を経ている者

4. 申請書類作成上の注意

- ①申請書は所定の用紙を用いること。(A4版)
- ②所定の申請書(Word)は7月17日以降、東京医科大学同窓会ホームページからもダウンロードいただけます。(https://www.tmu-dousoukai.com/)

5. 研究報告書並びに領収書の提出について

- ①審査委員会規定第8条に基づき、研究終了後、研究報告書並びに旅費、宿泊費等の領収書を提出してください。提出がないと個人の収入とみなされ、課税対象となりますので、ご注意ください。
- ②研究報告書とは別に留学報告を東京医大同窓会新聞に掲載していただきます。

6. 提出先 東京医科大学医学部医学科同窓会事務局 内線5375(小椋)

東京医科大学医学部医学科同窓会 ヒポクラテス賞審査委員会規定

(目的)

第1条 この規定はヒポクラテス基金管理運営委員会規定にのっとりヒポクラテス賞授与の審査を行うためのものである。

(委員会の構成及び任期)

第2条 委員長は同窓会会長とする。

第3条 委員は若干名とし業務執行理事、各部部長、委員会委員長及び東京医科大学教育職員のうちより委員長がこれを委嘱する。

第4条 任期は同窓会役員の任期と同じくする。

(審査基準)

第5条 東京医科大学医学部医学科同窓会会員にして、東京医科大学に在職する研究者のうちより、海外留学生・国内留学生を選定する。

第6条 前条において、同窓会入会后2年以上を経て、同窓会費を完納しているものを対象とする。

(審査方法)

第7条 審査の方法は提出書類を主とし、必要に応じて面接を行うこともある。

(研究報告)

第8条 ヒポクラテス賞を受けた者は、研究終了後、速やかに研究報告書及び旅費、宿泊費等の領収書を委員会に提出するものとする。

(規定の改正)

第9条 この規定の改正は理事会において行う。

(附 則)この規定は昭和45年7月19日より施行する。

- 2 昭和54年6月10日改正。
- 3 平成2年6月10日改正。
- 4 平成10年6月21日改正。
- 5 平成16年6月27日改正。
- 6 平成27年3月15日改正。
- 7 令和6年7月21日改正。